



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## 新型コロナウイルスに関する労務管理

新型コロナウイルスの感染拡大のため、県内の感染者も増加傾向にあり、各業種に影響が出ています。売上の低下によって休業を検討している事業所や、必要なインフラとして休業ができない事業所など、事業所毎に抱える問題は様々です。今回は従業員への対応についての問い合わせの中で共通する判断基準についてご紹介いたします。

### 【休業補償の有無の判断】

従業員の①労務提供可能な健康状態、②保健所等の指導による不可抗力、③事業所内で感染した場合の業務起因性の3点で判断し、まとめると下の表になります。

休業補償については従業員が一番に気になることです。休業補償されるケースを明確にさせていただき、休業補償額についても検討していただく必要がございます。

① 労務提供	② 不可抗力	③ 業務起因性	必要な対応
可	あり	—	休業補償必要
	なし		休業補償不要
不可	—	あり	休業補償（労災）
		なし	休業補償不要

### 【出勤判断】

どこで感染してもおかしくない状況になってきており、風邪であっても今の状況では新型コロナウイルスを疑わざるを得ません。①発熱、②喀痰（かたん）・咳嗽（がいそう）、③息苦しさ、④全身倦怠感、⑤嘔気・嘔吐、⑥下痢、⑦意識・味覚障害、これらの症状がある場合には休むよう働きかけるようにしてください。事業所内で感染が広がった場合は、労災の休業補償の対象になりますが、感染予防の対策をしていないことが判明した場合には、補償に要した費用の請求が事業所にくることもあります。従業員が無理をして出勤しないよう、休みは有給消化や休業補償で対応いただき休みやすい環境を整えることが望ましいです。

従業員への休業補償には「雇用調整助成金」、小学校等の休校により子供の世話をする保護者に対して与えた特別休暇には「新型コロナウイルス 休暇支援」、在宅勤務ができる環境整備に要した費用の補助が受けられる「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」など助成金が利用できる可能性がございますので、弊社担当者へお問い合わせください。

塩原 正行

## 有給休暇取得率はいかがでしょうか

平成31年4月より年次有給休暇の5日間取得が義務化され、一年を迎えましたが、有休取得率はいかがでしょうか。

### 年5日の年次有給休暇の取得義務（労働基準法第39条7項）

使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日、年次有給休暇を取得させなければなりません。

この改正は、令和2年までに年次有給休暇取得率を70%にするという成果目標が掲げられていますが、取得率増加に伴う企業の業務増加への対策として、以下のような方法を取り入れられることを検討されるのもしいかもかもしれません。

- 基準日を設定して、年次有給休暇の管理をしやすいにする
- 有休休暇管理簿の導入をする

弊社でも有休付与、残日数管理は承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。



塚田 香菜子